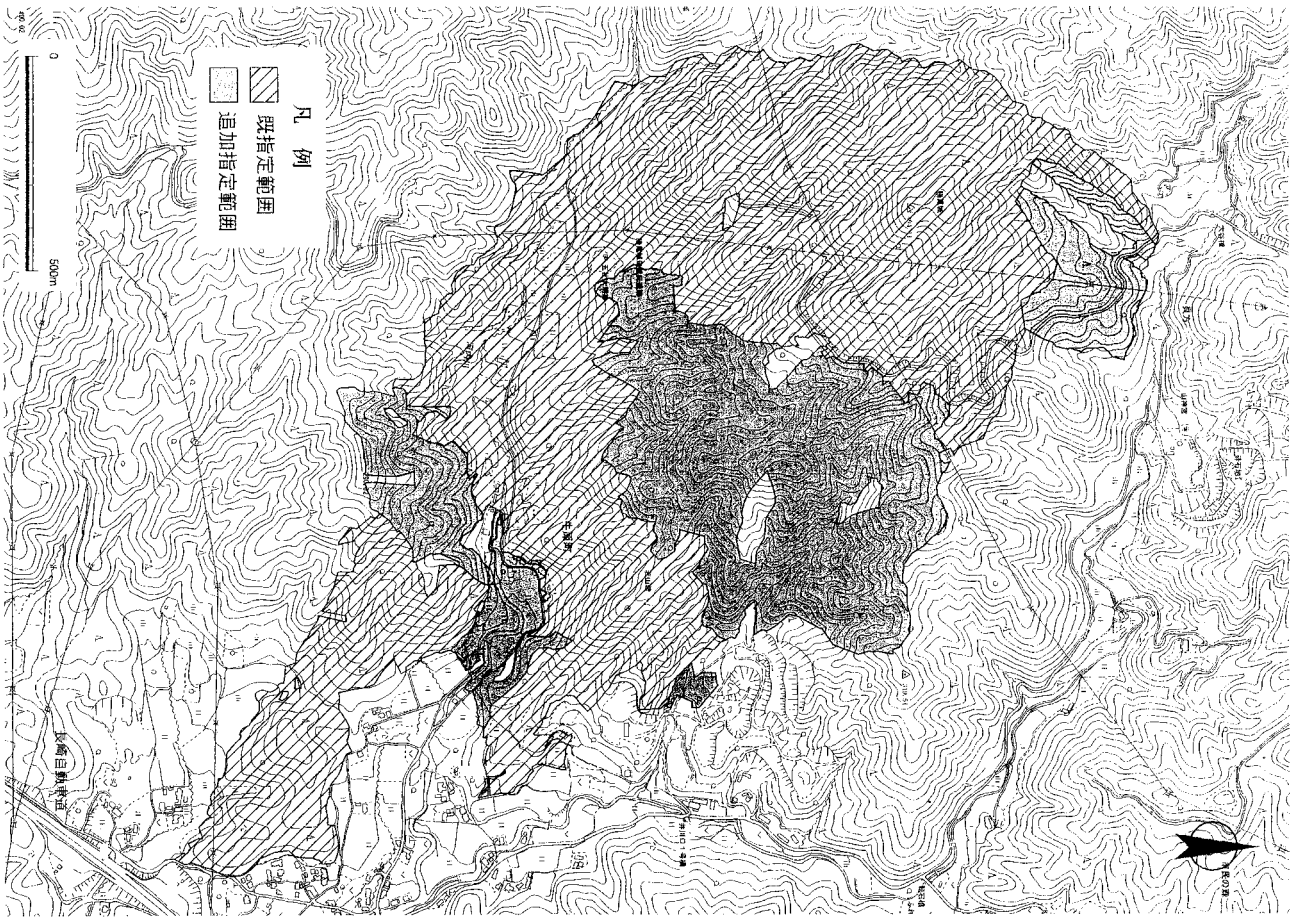
史跡　勝尾城筑紫氏遺跡　指定地域参考図



○文部科学省告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に地域を追加して指定し、同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄		
名称	関係告示	所在地	地域
嶋遺跡	昭和四十一年文化財保護委員会告示第七十八号	山形県山形市島	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅹ座標系を基準とする一地点（Ⅹ＝マイナス九〇二七三一・八九四メートル、Ｙ＝マイナス四五〇〇八・四九七メートル）、二地点（Ⅹ＝マイナス一九〇二八・七一六メートル、Ｙ＝マイナス四四九・一三地点（Ⅹ＝マイナス四五一九〇二八九・六〇五メートル、Ｙ＝マイナス四四九二八・四地点（Ⅹ＝マイナス四六三〇二・五七三メートル、Ｙ＝マイナス四四八九六・一二七メートル）、五地点（Ⅹ＝マイナス四五八一〇三五・四メートル、Ｙ＝マイナス四四九一四〇八・三五メートル）、六地点（Ⅹ＝マイナス四六三一九〇二・四メートル、Ｙ＝マイナス四四八二・四メートル）、七地点（Ⅹ＝マイナス四五〇〇八・四メートル、Ｙ＝マイナス四四九〇六・五メートル）、八地点（Ⅹ＝マイナス四五〇三四・五七メートル、Ｙ＝マイナス四四八九六・二八七メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を山形県教育委員会及び山形市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅶ座標系を基準とするＢ〇一一地点（Ⅹ＝マイナス六七九六〇・一三二メートル、Ｙ＝マイナス一九六二五・四四六メートル）、Ｂ〇二地点（Ⅹ＝マイナス六〇〇・五四三メートル、Ｙ＝マイナス一九六四〇・五一九五メートル）、Ｂ〇三地点（Ⅹ＝マイナス六七一六・七二〇五メートル、Ｙ＝マイナス一九七一四・一メートル）、Ｂ〇四地点（Ⅹ＝マイナス六七六四〇・〇九六メートル、Ｙ＝マイナス一九六五五・九三五メートル）、Ｂ〇五地点（Ⅹ＝マイナス六七六八〇・〇三一メートル、Ｙ＝マイナス一九六三八・〇三一メートル）
東之宮古墳	昭和五十年文部省告示第百十八号	愛知県犬山市大字犬山字北白山平	